

篠山市中心市街地活性化基本計画

《歴史と未来がとけあう
にぎわいのまちをめざして》



平成13年3月

篠山市

〔計画策定の背景と目的〕

中心市街地は、古くから商業、業務など様々な機能が集まり、人々の生活や娯楽や交流の場となり、また、長い歴史の中で独自の文化や伝統を育むなど、その街の活力や個性を代表する「顔」とも言うべき場所である。しかし近年、多くの都市で、モータリゼーションの進展に対する遅れ、商業を取り巻く環境の変化、中心部の人口減少と高齢化などを背景に、中心市街地の衰退・空洞化という問題が深刻化している。

このような状況に対処するために、当時の通商産業省、建設省、自治省等が中心となって中心市街地活性化のための総合的対策を講じることとし、その根拠法となる「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（以下「中心市街地活性化法」という。）」が制定され、1998年（平成10年）7月に施行された。

本市では、「篠山市総合計画」に掲げる市の将来像である「住みたいまち ささやま - 人と自然の調和した田園文化都市 - 」の実現に向け、また、丹波地域の中心にふさわしい中心市街地の魅力と活力を創出するために、これまで法の施行前から大書院の復元をはじめ、篠山城跡関連整備や伝統的建物を活かした街なみ環境整備事業など、活性化に向けた各種事業に積極的に取り組んできた。また、今後も篠山らしさを活かした活性化を実現するための各種事業を引き続き推進するとともに、特に商業等の振興のためのハード事業及びソフト事業の充実が必要になると考えている。

そこで、本市では、国の示す中心市街地活性化法を活用し、行政と民間が一体となって中心市街地の魅力を再構築し、その活性化を図っていくための中心市街地活性化基本計画を策定するものである。

なお、「篠山市中心市街地活性化基本計画」は、中心市街地の将来像を示すとともに、その実現に向けたまちづくりの方針を明らかにする総合的な計画とする。

〔計画の目標年次〕

概ね10年を目安とする。ただし、社会経済情勢や市民ニーズの変化により、計画を変更する必要がある場合には見直しを行なうものとする。

目 次

| | | |
|-------|--|----|
| 第 1 章 | 篠山市の概要 | 1 |
| 1 - 1 | 篠山市総合計画による位置づけ | 1 |
| 1 - 2 | 篠山市の概況 | 3 |
| 1 - 3 | 中心市街地の選定 | 17 |
| 第 2 章 | 中心市街地の特性及び現況 | 21 |
| 2 - 1 | 中心市街地の特性 | 21 |
| 2 - 2 | 中心市街地の現況 | 25 |
| 2 - 3 | 中心市街地商業の状況 | 33 |
| 2 - 4 | 活性化に関連する住民意向調査結果 | 38 |
| 第 3 章 | 中心市街地の問題点と課題 | 43 |
| 3 - 1 | 中心市街地の問題点 | 43 |
| 3 - 2 | 中心市街地の課題 | 45 |
| 第 4 章 | 中心市街地活性化の基本的な方針 | 47 |
| 4 - 1 | 社会・経済の潮流 | 47 |
| 4 - 2 | 中心市街地における市街地の整備改善及び 商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針 | 49 |
| 4 - 3 | 中心市街地の位置及び区域 | 56 |
| 4 - 4 | 中心市街地における市街地の整備改善及び 商業等の活性化の一体的推進の目標 | 60 |
| 第 5 章 | 中心市街地活性化のための取り組み | 67 |
| 5 - 1 | 中心市街地活性化のための取り組みの概要 | 67 |
| 5 - 2 | 市街地の整備改善のための事業 | 74 |
| 5 - 3 | 商業等の活性化のための事業 | 81 |
| 5 - 4 | その他の事業 | 87 |
| 第 6 章 | 事業推進に向けた組織・体制づくり | 95 |
| 6 - 1 | 内部推進体制 | 95 |
| 6 - 2 | 外部推進体制 | 96 |

参 考 資 料

- 1 . 基本計画策定に向けた組織・体制と経過
 - 篠山市中心市街地活性化基本計画策定の経過
 - 篠山市中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱
 - 篠山市中心市街地活性化基本計画策定庁内会議設置要綱

- 2 . 篠山市中心市街地（城下町地域）活性化基本計画の策定に向けてのアンケート
 - 一般住民向けの概要
 - 一般住民向け調査票
 - 商業関係者向けの概要
 - 商業関係者向け調査票